

令和5年度
第815回 農業委員会総会議事録

三島市農業委員会

第 815 回 三島市農業委員会総会議事

- 1 開催日時 令和 5 年 7 月 10 日(月)午後 3 時～午後 5 時
- 2 開催場所 三島市役所 本館 2 階 第 2 会議室
- 3 出席委員 農業委員 : 14 名
農地利用最適化推進委員 : 11 名
- 会 長 1 番 廣瀬 和正 (議長)
- 農業委員 2 番 高橋 徹司 3 番 細井 憲子
4 番 山田 貴臣 5 番 梶 公彦
6 番 佐藤 操 7 番 瀬川 稔
8 番 高橋 博幸 9 番 望月 正己
10 番 山田 隆志 11 番 山本 一喜
12 番 三浦 正康 13 番 神山 衛憲
14 番 市川 保
- 農地利用最適化推進委員 15 番 三枝 登志夫 16 番 遠藤 康之
17 番 栗原 一雄 18 番 佐藤 廣美
19 番 鈴木 和彦 20 番 細井 信
21 番 渡邊 毅 22 番 今井 洋平
23 番 新井 寿 24 番 伊東 忠彦
25 番 久保田 信幸
- 4 欠席委員
- 農業委員 なし
- 農地利用最適化推進委員 なし
- 5 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可
議案第 2 号 農地法第 5 条許可
議案第 3 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2
報告第 1 号 農地法第 4 条届出
報告第 2 号 農地法第 5 条届出
報告第 3 号 農地法第 18 条通知
- 6 農業委員会事務局職員
- 局 長 小林 和弘
副主任 西山 洋平
主 査 森田 将之
主 事 八木 啓志

7 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより三島市農業委員会定期総会を開始したいと思います。まず初めに廣瀬会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(廣瀬会長挨拶)

【事務局長】 ありがとうございました。
それでは、総会の開会の宣告に入ります。三島市農業委員会総会会議規則第6条第1項により総会の開会は、会長が宣告することとなっております。
会長、よろしく申し上げます。

【会長】 これより第815回三島市農業委員会総会を開催します。

【事務局長】 次に委員の出欠の報告に移ります。
『農業委員会等に関する法律』第21条第3項の規定より、総会が成立するためには、農業委員の定数の過半数の出席が必要となっております。

本日の出席者数は、農業委員が14名、欠席はありません。

農地利用最適化推進委員につきましても、11名全員に出席いただいております。

【会長】 只今事務局より出欠の報告がありました。本日出席の農業委員は14名中14名であり、定数の過半数に達しているため本会議は成立いたしました。
それでは、まず議事に先立ちまして、本会の議事録署名人に9番望月正己委員、10番山田隆志委員を指名いたしますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【会長】 それでは、議題に入ります。
議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について、神山委員より説明願います。

【神山委員】 (議案第1号農地法第3条許可、申請番号1番について説明)

- 【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。
- 【事 務 局】 本件は事業拡大のための農地の取得です。譲受人の農作業歴は5年で、主に里芋やブロッコリーを作付けしています。従事日数や所有する農機具等、耕作状況に疑義はありません。
- 【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。
- (異議無しの声)
- 【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について、市川委員より説明願います。
- 【市川委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号1番について説明)
- 【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。
- 【事 務 局】 本件は、自社用駐車場用地への農地転用です。申請地は第2種農地であるため、代替性の検討をしておりますが、他の検討地については、面積や接道等の面から当該事業には不適と考えられます。また、資金計画、排水計画等に疑義はなく、許可相当と考えられます。
- 【会 長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。
- (異議無しの声)
- 【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。
続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について、瀬川委員より説明願います。
- 【瀬川委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号2番について説明)
- 【会 長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】 本件は、資材置場用地への農地転用です。申請地は街区宅地化率が40%以上の第3種農地となります。事業計画、資金計画、排水計画等に疑義はなく、許可相当と考えられます。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条許可、申請番号3番について、高橋徹司委員より説明願います。

【高橋委員】 (議案第2号農地法第5条許可、申請番号3番について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、事務局より説明させます。

【事務局】 本件は、資材置場用地への農地転用です。申請地は街区宅地化率が40%以上の第3種農地となります。事業計画、資金計画、排水計画等に疑義はなく、許可相当と考えられます。

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を許可いたします。

続きまして、議案3号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について、事務局より説明します。

【事務局】 (議案第3号、農地中間管理事業による農地利用集積配分計画の報告について説明)

【会長】 説明が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番

について事務局より報告します。

【事務局】（報告第1号農地法第4条届出、申請番号1番について報告）

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（異議無しの声）

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について事務局より報告します。

【事務局】（報告第1号農地法第4条届出、申請番号2番について報告）

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（異議無しの声）

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第1号農地法第4条届出、申請番号3番について事務局より報告します。

【事務局】（報告第1号農地法第4条届出、申請番号3番について報告）

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

（異議無しの声）

【会長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について事務局より報告します。

【事務局】（報告第2号農地法第5条届出、申請番号1番について報告）

【会長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号2番について報
告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号3番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号3番について報
告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号4番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号4番について報
告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号5番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号5番について報

告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号6番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号6番について報
告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第2号農地法第5条届出、申請番号7番
について事務局より報告します。

【事 務 局】 (報告第2号農地法第5条届出、申請番号7番について報
告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
続きまして、報告第3号農地法第18条通知について事務
局より報告します。

【事 務 局】 (報告第3号、農地法第18条通知について報告)

【会 長】 報告が終わりましたので、ご意見・ご質問を求めます。

(異議無しの声)

【会 長】 「異議無し」と認め、本案件を了承といたします。
以上で本日予定されていた議案は全て終了いたしまし

た。これにて第 815 回三島市農業委員会総会を閉会いたします。